

須賀川観光協会会則

第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、須賀川観光協会と称し、事務所を須賀川市役所商工観光課内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、須賀川市（以下「市」という。）の区域内、及び市に関連のある地区の観光宣伝並びに観光施設の整備を行うとともに、観光資源の開発を促進し、観光事業を通じて市の発展に資することを目的とする。

(組 織)

第 3 条 本会は、前条の趣旨に賛同するものを会員として組織する。

第 2 章 会員及び会費

(会員の資格)

第 4 条 本会の会員は、正会員、賛助会員の 2 種とし、各々の資格は次の通りとする。

(1) 正会員は、市長、法人、団体及び観光物産に関連する個人とする。

(2) 賛助会員は、正会員以外で本会の目的に賛同し、事業の推進に協力する者。

(会 費)

第 5 条 本会の会費は、年額 1 口 2, 0 0 0 円とし毎年所定の期限に徴収する。

(加 入)

第 6 条 本会に加入する者は、所定の申込書に会費を添えて申込みものとする。

(資格喪失)

第 7 条 会員が死亡したとき及び転出又はその他の事由により脱退とみなされるときは、会員の資格を失う。

2 死亡した会員の相続人が引続いて会員となるときは、前条の手続きを要しない。

3 転出その他の事由により脱退とみなされたものは、既に徴収した会費は返還しない。

第 3 章 事 業

(事 業)

第8条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 観光に関する宣伝紹介。
- (2) 観光の誘致、情報の提供、資料の刊行及び調査研究。
- (3) 観光資源の開発及び保全。
- (4) 広域観光化の推進活動。
- (5) 観光行事実施団体の指導援助。
- (6) 観光に関する座談会、展示会等の開催。
- (7) 観光みやげ品の向上改善並びに推奨。
- (8) 観光関係諸団体との連絡及び情報の交換。
- (9) 観光地美化の推進。
- (10) 前各号のほか本会の目的達成のために必要な事業。

第 4 章 役 員

(役 員)

第9条 本会に次の役員を置く。

会 長	1	名
副 会 長	2	名
常務理事	1	名
会計理事	1	名
理 事	若 干	名
監 事	3	名

(役員の仕事)

第10条 会長は会務を総理し、諸会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、常時会務を統轄し、会長、副会長ともに事故あるときは、その職務を代行する。

4 監事は、会計を監査し、通常総会においてその監査の結果を報告しなければならない。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 公職及び各種団体の地位により選任された役員は、その職を離れたときに解任されたものとし、後任者がその残任期間選任されたものとする。

3 役員は、任期満了後においても後任者が就任する間は、その職務を行うものとする。

(役員選任)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 常務理事及び会計理事は、理事のなかから会長の指名する者とする。

(役員報酬)

第13条 役員には報酬は支給しない。ただし、会長より出張を命じられたときは旅費を支給する。この場合の旅費は、須賀川市旅費規程を準用する。

(顧問)

第14条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会にはかり、会長がこれを委嘱する。

第5章 実行委員会

(設置)

第15条 本会の観光行事を円滑に実施するため事項委員会を置く。

(構成及び委嘱)

第16条 実行委員会は、次の人員をもって構成し、委員長、副委員長及び委員は会長が委嘱する。

委員長 1名

副委員長 2名

委員 若干名

2 実行委員会は、第11条各項及び第13条の規定を準用する。

(分掌)

第17条 実行委員会の業務は、総会で決定した観光行事を企画し、立案し実施する職務とする。

第 6 章 総会及び理事会

(総会の招集)

第 18 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、年 2 回とし、臨時総会は、必要に応じ理事会にはかり会長が召集する。

(総会の手続き)

第 19 条 総会に召集するときは、議案及び日時、場所等を記載した書面をもって 1 週間前に会員に通知しなければならない。

(総会の議事)

第 20 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 毎年度の事業計画及び収支予算。
- (2) 事業報告及び収支予算。
- (3) 会則の変更
- (4) 役員を選任
- (5) その他本会の運営上重要と認める事件で理事会の決議によるもの。

(表 決)

第 21 条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第 22 条 理事会は、会長が必要に応じてこれを招集する。

(理事会の議事)

第 23 条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提案する議案。
- (2) 事業執行上必要な事項。
- (3) 事業上緊急な事件で、総会の議決を経るとまがない事項。
- (4) 顧問委嘱に関する事項。
- (5) 総会より付託された事項。
- (6) その他会長が必要と認める事項。

2 前 3 号の議決事項は、後の総会において承認を求め、第 5 号の事項は、同じく報告をしなければならない。

(会議の議事録)

第24条 総会には議事録を作成し、開会の日時、場所、会員数、出席者数、議事の経過、議案別の議決の結果等を記載し、議事録署名人は2名とし、議長が指名する。

第7章 会 計

(経 費)

第25条 本会の経費は、会費、寄付金、市補助金及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計区分)

第27条 本会の会計は、次のとおりとする。

(1) 一般会計

(2) 特別会計

2 特別会計は、特に区分して処理する必要がある場合にのみ設定するものとする。

(剰余金)

第28条 毎年度の剰余金は、翌年度に繰越すものとする。

2 特別会計に剰余金が生じたときは、総会の承認を得て一般会計へ入れることができる。

(財産処分)

第29条 本会の財産を処分するときは、会長の承認を得るとともに総会の議決を得なければならない。

第8章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第30条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には局長並びに必要なに応じて選任の職員を置くことができる。

3 局長並びに職員は、会長が任免する。

4 局長並びに職員の旅費は、須賀川市旅費規程を準用する。

附 則

- 1 この会則は、昭和37年4月1日より施行する。
- 2 昭和32年施行の須賀川観光協会会則は、廃止する。
- 3 この会則は、昭和49年3月6日から施行する。
- 4 この会則は、昭和51年5月16日から施行する。
- 5 この会則は、昭和60年7月1日から施行する。但し、第5条及び第8条については、昭和60年4月1日から施行する。
- 6 この会則は、昭和62年7月17日から施行する。
- 7 この会則は、平成9年1月27日から施行する。
- 8 この会則は、平成15年7月18日から施行する。